

創立二〇周年及び

法学会設立記念号の発行に寄せて

比 嘉 康 光

沖縄大学は一九六一年二月一七日に設置認可され、今年で足掛け二〇年を迎え、沖縄短期大学は一九五八年四月五日に認可を受けて今日にいたっている。この間、本学は、学園の民主化闘争、本土復帰に伴う政府の大学統合政策に反対する大学存続闘争等の紆余曲折を経ながらも、県民子弟の最高教育機関として県民の負託に応じてきた。

大学の使命は教育と研究に存する。より良き教育の実践のためには密度の濃い研究が不可欠であり、同時に研究の成果は当然教育に還元されねばならない。まさしく学問の自由が強調される所以である。また、教育・研究を通じての地域への奉仕ということも、本学の理念とされている。

かかる教育・研究を発展させる一つの手段として、研究誌が発行される。本学も開学以来「沖大論叢」を発行してきたが、研究発表の機会を広げることや内容の体系的統一を確保するために、一九七五年から学科別に発行することとなった。法学科は「沖大法学論叢」の名称で発行してきたが、今般法学会の発足に伴い「沖大法学」と改称することにした。

さて、法学科では既に三年半以前から、研究誌発行の主体としての、また教員の研究活動の発展及び法学教育の一層の質的向上に資するために、「沖縄大学法学会」を設立しようとの動きがあった。それが遂に発足をみることとなり、これを推進してきた者の一人として誠に喜びに堪えない次第である。

ところで、このような學術研究団体の設立・運営を教師だけで行なうのは、必ずしも適當ではないであろう。学生も大学構成の一員であり、且つ学問の自由を享受する主体でもあるわけだから、両者の協力なくしては法学会設立の趣旨を全うすることは困難であろうと思われるのである。

右の立場から、去った一〇月二三日の法学科会議において「沖繩大学法学会」の設立及び「会則」原案が決定され、これを受けて、一月二〇日には一部及び二部の法学科全学生に対する設立趣旨の説明及び協力依頼のための説明会が開かれた。そして教授会の諒承を得た後、一月二二日発会式（設立総会）をもち、折から集中講議で来学中の高野雄一東大名譽教授に記念講演をして戴き、また、永野副学長と新里恵二沖繩弁護士会副会長からは法学会の今後の活躍と発展を期して祝辞が述べられ、盛況のうちにわが法学会はスタートしたのである。

法学会の事業は、「沖大法学」と「沖大法学会誌」の発行とともに、講演会等その他の研究活動を行なうことにある。法学会誌は、学生のゼミ等における研究成果の発表及び学生と教師の学問的対話の場として活用されることに比重がおかれ、沖大法学は、主として教員の学術研究活動の成果の発表に役立てられることになる。無論いずれにおいても、教師及び学生がそれぞれに切磋琢磨し協力して行くことが要請される。

私学をとりまく現状には依然として厳しいものがあるが、そのような状況にあっても、じっくりと腰を落着け且つ地道に、学問的・教育的香りのするものを守り育てていくことが、われわれ大学人に課せられた使命でもあると思うのである。

本号は、本学の創立二〇周年及び法学会の発足を記念して発行される。その企画及び発行にいたる作業については編集委員の努力を多とし、また、法学会の設立に対し全面的協力を惜しまれなかつた法学科全学生諸君及び同僚諸兄と

もに本学の歴史に残るこの一步を喜び、且つ本学並びに法学会の発展のためにもに前進していききたいと思うものである。

一九八〇年五月一〇日